

教育・文化関係

<p>件名</p>	<p>テニスコートの予約（支払い）について</p>
<p>内容</p>	<p>市のテニスコートは、未入金で空いているコートは1週間前に開放され窓口等で先着にて予約（支払い）をするのですが、その際に、予約の制限（限度）が設定されていない為1人で全ての空いているコートを予約することが出来ます。</p> <p>以前、生涯学習課の方に聞いたところ「団体で利用されている方がいるので」などの回答をいただいたのですが、1人の名義にて複数のコートを利用（許可）することは、理屈としてもおかしいですし、独占される為他の人が利用することが出来ません。近隣の市町村を見ても、予約の制限を設けていない市町村はありません。</p> <p>1人の人が、複数のコートを長時間利用することはあり得ないことなので、近隣の市町村と同様かつ公平に利用出来るように、1週間前の予約（支払い）について見直しをしてもらえないでしょうか？</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙につきまして、回答させていただきます。</p> <p>テニスコート等の施設予約につきましては、ちば施設予約システムや窓口などで受付を行っており、利用日の7日前までは1ヵ月に同一施設で1人10件（コマ）までの制限を行っているところですが、施設を有効活用する観点から利用日6日前から利用制限を設けず、御利用いただいているところです。</p> <p>今後につきましては、御意見のとおり利用者が必要以上にテニスコートを確保することの無いよう利用者に周知するとともに、利用日6日前からの施設利用制限などについては、他自治体の状況などを踏まえながら、今後の施設利用運営の参考とさせていただきますので御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>貴重な御意見をありがとうございました。</p> <p>（関係課：生涯学習課）</p>

件 名	「白井市内の保育園・幼稚園・公立小中学校における、未成年者と非親権者または別居親との面会交流について」、白井市の公式見解の回答および当公式見解のHPへの掲載のお願いについて
内 容	<p>静岡県藤枝市において、「市内の保育園・幼稚園・公立小中学校における、未成年者と非親権者または別居親との面会交流について」、公式に見解が出されました。</p> <p>藤枝市の公式見解は、「子どもや親権者等に暴力を振るうなど悪影響を及ぼす場合や、子どもが本心から面会交流を拒否している場合以外は、園や学校は、離婚して親権を失った親や子と別居して暮らす親に対して面会交流を拒否することはできない。非親権者や別居親でも園や学校で面会可能。」というものです（藤枝市HP参照）。</p> <p>藤枝市では今後、たとえ離婚で親権を失ったとしても、保育園・幼稚園・公立学校にて、今までのように未成年者と別居する親が排除されてしまうのではなく、面会が可能になりました。3組に1組の夫婦が離婚して親子断絶してしまう現状では、これも一つの家族の形です。</p> <p>藤枝市が当公式見解を出し、市の公式HPに掲載しているのは、子どもの権利条約を遵守する趣旨です。</p> <p>白井市議会におきましては令和2年6月、「別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と支援を求める陳情」が趣旨採択されております。</p> <p>つきましては、白井市も藤枝市と同様の対応をお願い致したく、白井市の「市内の保育園・幼稚園・公立小中学校における、未成年者と非親権者または別居親との面会交流について」の公式見解の回答をお願い致します。加えて、その公式見解につきまして白井市公式HPに掲載をお願い致します。</p> <p>ご承知のとおり、面会交流が高頻度で行われれば、養育費の不払い対策・子どもの貧困化対策・児童虐待防止・子どもの健全な成長等の子どもの福祉に繋がります。どうか子ども達に明るい未来を提供して下さるようお願い致します。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙につきまして、回答させていただきます。</p> <p>面会交流につきましては、離婚した家庭の子どもたちがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれの親と温かい信頼関係を築いていくために欠かせないひとときであるという趣旨は、深く理解するところです。</p> <p>教育施設及び保育施設は、「子どもの教育・福祉」を追求するための施設であり、現在でも、離婚された家庭の父母が、個々の家庭の事情を踏まえ、子どもの利益を最優先として協議し決定した場合は、両親からの申し出により、学校や保育所等への送迎、行事への参加等について、可能な限り対応させていただいているところです。</p> <p>また、教育施設及び保育施設における上記対応は、他の様々な事例への対応と同様、常態として行っていることであるため、改めてホームページに掲載し特出すべきとは考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後とも、本市の教育行政並びに保育行政に御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>（関係課：市民課、子育て支援課、保育課、教育委員会）</p>